



さいたま市「環境未来都市」への挑戦 ～電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」～



電気自動車(EV)普及に向けた企業とのパートナー4社との協定締結



平成21年12月22日
富士重工業株式会社
小松照代表取締役副社長



平成21年11月5日
日産自動車株式会社
志賀俊之最高執行責任者



平成22年1月26日
三菱自動車工業株式会社
益子修代表取締役社長

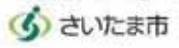


平成23年5月23日
本田技研工業株式会社
伊東孝紳代表取締役社長

E-KIZUNA



さいたま市 環境局 環境共生部 環境未来都市推進課
E-Mail e-kizuna@city.saitama.lg.jp TEL 048-829-1457



この「さいたま市「環境未来都市」への挑戦」は、1,000部作印刷し、1部当たり印刷料が52円です。

電気自動車(EV)普及に向けた E-KIZUNA Project

イー・キズナ・プロジェクト

プロジェクトの基本方針

基本方針1

充電セーフティネットの構築

- 公共施設等への充電設備の設置
- EV用充電設備設置に対する補助制度の創設
- EV普及のための広域的な都市間ネットワークの構築 など



▲区役所に設置した急速充電器

▼カーシェアリング車両

基本方針2

需要創出とインセンティブの付与

- 公用車へのEV率先導入
- EV導入に対する補助制度の創設
- カーシェアリングでの活用によるビジネスモデルの提供
- 電動バイクの導入 など



基本方針3

地域密着型の啓発活動

- イベント等を利用した啓発
- 試乗会
- 小学校でのEV教室



市民・自治体・事業者等との“絆”

市民・自治体・事業者等との“絆”を結び、連携してEV普及に取り組み、EV普及の“絆”を点から線へ、さらに面へと多角的な連携へと広げていきます。



「E-KIZUNA サミット・フォーラム」

継続開催決定

E-KIZUNA Project

平成22年4月26日、全国で初めて、自治体首脳によるEV普及に向けての意見・情報交換を行う場として、「E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたま」を開催しました。

E-KIZUNA ネットワーク

自治体から民間企業へネットワーク構築を促します。



E-KIZUNAサミット <参加者:2県・18市>

EV普及のため、広域的な都市間ネットワークの構築を目指し、各々の地域において連携協力して取り組む意思を共有した「E-KIZUNAサミット取組方針」を採択しました。

- ① 各地域に応じた協働によって充電環境を整備し、その情報の収集・発信
- ② EVに関する情報の発信や直接触れる機会の創出
- ③ 中小企業等の育成や連携及び大学や企業間連携による研究・開発の可能性の検討



提言

平成22年5月13日、サミットの取組方針を基に、国土交通大臣へ提言書を手渡しました。

- 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進
- インセンティブの付与
- 普及啓発の推進・支援



◀H22.5.13 前原誠司国土交通大臣に提言書を手渡す

平成22年8月20日、5月に行った提言に続き、与党幹事長へ提言書を手渡しました。

- 電気モーター・電池式移動手段に対する、専用ナンバーを用いた数からわかりやすい制度体系の創設
- EVに関する調査・研究、実証実験等の知見の集積と提供
- 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進
- EVユーザーに対するインセンティブの付与
- バス・タクシーなど公共交通へのEV導入促進



▼H22.8.20 民主党政野率野幹事長に提言書を手渡す

サミットからの提言を受けて、平成22年度の国の補正予算において、公共交通へのEV導入に対する補助制度が創設されました!

E-KIZUNAフォーラム <参加者:10企業・3省・2県・18市>

EVに関する事業に取り組む企業及び自治体は、3つの共通認識のもと、多角的なネットワークの構築に向け、連携協力していく「E-KIZUNAフォーラム宣言」を採択しました。

- ① 温室効果ガス排出量削減策としてのEVの普及の必要性
- ② 持続可能な環境技術立国の構築に向けてのEVの普及の有効性
- ③ EVの普及に向けた連携の必要性



「E-KIZUNA Project 協定」に基づくさいたま市とHONDAの取組

さいたま市は、本田技研工業株式会社（HONDA）と、さいたま市が進める「E-KIZUNA Project（イー・キズナ・プロジェクト）」を協働して推進していくことに合意し、平成23年5月23日、伊東孝紳本田技研工業株式会社代表取締役社長と、清水勇人さいたま市長が協定を締結した。

この協定に基づき、さいたま市とHONDAは、都市部における電気自動車（EV）や電動二輪車などの電動車両の実用性の検証と、発電や蓄電、EVからの給電等の技術を組み合わせた、家庭や地域におけるエネルギーの自給自足について実証実験を行う。

【スマートホーム・コミュニティに関する取組】

HONDAは、来年春を目標に複数棟のガスエンジンコージェネレーションユニットや太陽光発電システム、蓄電池などを組み合わせたスマートホームを市内に建設する。

発電システムで作られた電力を蓄電池に貯め、家庭内や電動車両を含め効率よくマネジメントすることで、日常生活における低炭素化を目指すと共に、災害時に家庭単位で自立した電力供給を可能とするほか、近隣とのエネルギーの融通など、災害に強い環境未来都市を目指して総合的なエネルギーマネジメントの検証を行う。



スマートホーム・コミュニティ イメージイラスト

本田技研工業株式会社とさいたま市は、「E-KIZUNA Project」の推進のため、以下の内容について連携して取り組むことに合意した。取組内容の詳細は、今後両者で協議の上決定する。

1 重点連携項目

様々なエネルギー供給環境と多様な電動車両による、災害に強い環境未来都市の提案

- (1) 多様な電動車両の確保と新しいビジネスモデルの検討
- (2) 地産・地消を目指した自立可能なホーム・コミュニティの検討
- (3) 災害時にも対応できる暮らしのエネルギー供給システムの検討

2 連携項目

(1) 充電セーフティネットの構築

- ① さいたま市の特性に応じた充電インフラのあり方の検討
- ② 開発される多様な電動車両と既存充電インフラ共用化の検討
- ③ 太陽電池や燃料電池技術を用いたエネルギー供給の検討

(2) 需要創出とインセンティブの付与

- ① 電動車両を活用した共同利用推進の検討（二輪・四輪）
- ② 営業車両へ電動二輪車の導入促進
- ③ 市民などのニーズに応じた多様な電動車両の開発検討

(3) 地域密着型の啓発活動

- ① 電動二輪車を使った安全運転講習会の開催
- ② シニア向け電動カート教室の開催

※ E-KIZUNA Project は、地球温暖化防止と持続可能な低炭素社会の実現を目指し、さいたま市が多様なステークホルダーとの連携によって推進している電気自動車普及施策

総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の早期指定と支援措置の充実

〔内閣官房・経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁〕

【提案事項】

- 1 総合特別区域法案の成立後、速やかに総合特別区域基本方針を策定するとともに、さいたま市が申請予定の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」について、速やかに指定を行うこと
- 2 総合特区に関する規制について、特区指定後は速やかに特例措置を講じるとともに、税制上、財政上、金融上の支援措置についても、さらなる拡充を図ること。

【背景】

- ・運輸部門のCO₂排出量が約3割を占めるさいたま市では、地球温暖化問題における運輸部門対策として電気自動車（EV）の普及が最も有効な手段の1つと考え、平成21年度からEVの普及を推進するためのプロジェクトとして「E-KIZUNA Project」を推進してきたところ。
- ・東日本大震災後の電力不足が懸念される中、エネルギーセキュリティの取組みが必要不可欠であるが、さいたま市が申請予定の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は低炭素型社会の構築のみならず、災害に強い「エネルギーグリッド」の構築を目指している。
- ・また、日本の基幹産業である自動車産業は、重層的かつ裾野が広く、製造・販売・整備など多くの関連企業があり、多くの雇用にも繋がっていることから、これからの自動車産業を担う次世代自動車の普及は、東日本大震災により痛手を受けた日本経済の復興にも資するものと考えられるところ。

1. 特区の速やかな指定

- ・さいたま市が申請予定の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は低炭素型社会の構築のみならず、災害に強い「エネルギーグリッド」の構築を目指すなど、東日本大震災後のエネルギー政策にも深く寄与するものであるため、法案成立後は早期の特区指定を要望する。

2. 特区の支援措置の充実

- ・「次世代自動車・スマートエネルギー特区」では、下記のような税制上、財政上、金融上の支援措置を図りたい。
 - 中小企業における充電設備の設置促進を図るための低利融資
 - 常用家庭用蓄電池、停電対応型常用家庭用発電機・燃料電池の設置補助
 - 常用業務用蓄電池、常用停電対応型業務用発電機・燃料電池の設置に対する無利子又は低利融資
 - 業務用スマートメーター設置に対する無利子又は低利融資
 - 業務用施設への太陽光発電設備設置に対する無利子又は低利融資
 - EV充電設備設置に係る固定資産税の減免措置の復活
 - 水素・可燃性天然ガスの充填設備に係る固定資産税の減免措置の延長（現行制度は平成23年度まで）
- ・なお、さいたま市では、平成23年度6月補正予算において、蓄電池やコージェネレーションなど省エネに効果がある機器を設置する市民への補助制度を創設した。
- ・また、発電機・燃料電池の使用、売電等に関する特例措置の創設やEVの専用ナンバー制度等の管理体系の創設、天然ガス・水素の充填施設等に係る規制緩和等についても、速やかに対応されたい。

〔担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 千枝 直人〕

048 829 1455〕

E-KIZUNA
Project